

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

障害児通所支援事業所管理者 様

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部
障害福祉課長

個別サポート加算（Ⅲ）を算定する場合の取扱いについて

日ごろから本市障害福祉事業についてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態における障害児に対して、学校及び家庭との緊密な連携を図りながら支援を行った場合の評価として、「個別サポート加算（Ⅲ）」が創設されました。つきましては、本市における「個別サポート加算（Ⅲ）」を算定する場合の取扱いについては、次のとおりとします。

記

- 1 請求方法 国保連に請求してください。
- 2 提出書類 以下 2 点を提出してください。
(1) 個別支援計画の写し
(2) 個別サポート加算（Ⅲ）算定記録表
- 3 提出期限 サービス提供月の翌月 10 日まで。
- 4 提出先等 岡山市障害福祉課へメールで提出。
- 5 その他 期限までに提出書類が確認できない場合は返戻扱いとします。
本取扱いは、令和 7 年 5 月請求分より適用とします。

【問合わせ・送付先】

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部

障害福祉課管理係

電 話 0 8 6 - 8 0 3 - 1 2 3 5

F A X 0 8 6 - 8 0 3 - 1 7 5 5